

博物館の登録の抹消について

博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定により、次の博物館に係る登録を抹消しました。

登録抹消年月日	令和6年7月12日
設置者の名称	一般財団法人藤原啓記念館
設置者の住所	岡山県備前市穂浪3868番地
博物館の名称	一般財団法人藤原啓記念館
博物館の所在地	岡山県備前市穂浪3868番地